

埼玉県環境部産業廃棄物指導課
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく
土砂適正処理指導事務に係る会計年度任用職員募集要項

1 募集人数・勤務形態・職務内容

(1) 募集人数

1名

(2) 勤務形態

ア 勤務地

埼玉県東部環境管理事務（杉戸町清地5-4-10）

（注：埼玉県庁（浦和区高砂3-15-1）ではありません。）

イ 就業時間数

週29時間

ウ 勤務時間及び日数

下記①又は②のいずれか（採用決定後、調整）

①5時間45分勤務×4日と6時間勤務×1日 計5日29時間

②7時間15分勤務×4日 計4日29時間

(3) 主な職務内容

ア 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく届出・許可

(ア) 土砂の排出の届出書等の受理等

条例の規定に基づき、元請人又は土砂の堆積を行う者から提出される土砂の排出に関する届出書について、書類の受理及び審査並びにそれに伴う調査・指導を行う。

(イ) 土砂の堆積の許可申請書等の受理及び審査等

条例の規定に基づき、土砂の堆積を行おうとする者から提出される土砂の堆積に関する許可申請書等に関して、書類の受理及び審査並びにそれに伴う調査・指導を行う。

イ 土砂適正処理情報システム運営事務

(ア) 届出書、許可書等関係書類の出入力

(イ) 行政処分情報等の出入力

2 応募資格

(1) 年齢・性別・学歴は問いません。

(2) 普通自動車運転免許を所持し、公用車を自ら運転して出張（原則県内）することが可能な方

(3) 資料作成（ワードやエクセル等）、データの入力・管理、また電子メールの送受信など基本的なパソコン操作ができる方

(4) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- ①対人交渉に必要となるコミュニケーション能力がある方
- ②意欲的に仕事に取り組める方

4 勤務条件

(1) 勤務地

埼玉県東部環境管理事務所（杉戸町清地5-4-10）

(2) 任用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合で本人が希望した場合、再度任用されることがあります。

(3) 勤務日数・勤務時間 週29時間

下記①又は②のいずれか（採用決定後、調整）

①5時間45分勤務×4日と6時間勤務×1日 計5日29時間

②7時間15分勤務×4日 計4日29時間

【勤務時刻】

（週5日の場合：上記①）

①9時00分～15時45分（休憩時間：12時～13時）が4日

②9時00分～16時00分（休憩時間：12時～13時）が1日

（週4日の場合：上記②）

9時00分～17時15分（休憩時間：12時～13時）

※勤務日の割り振りについては応相談。

(4) 休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

(5) 休暇

年次休暇10日、その他は県の規定によります。

※令和4年度に埼玉県の非常勤職員の職に在籍していた者が引き続き任用される場合には、令和4年度に付与された年次休暇の残日数が、令和5年度に引き継がれることとなります。

(6) 報酬

月額：136,500円～167,100円

(時間額1,086円～1,330円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(7) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(8) 交通費

別途支給（県の規定によります。）

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(9) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(10) その他

- ・「4 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。
- ・令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

5 応募

- (1) 応募は、令和5年2月27日（月）から3月3日（金）【必着】までに下記担当宛てに本募集要項に添付している履歴書及び身上書に必要事項を記入の上、提出してください。ただし、応募者が多い等、諸事情により上記期間を短縮する場合があります。

注：①履歴書には写真を貼ってください。

- (2) 提出は、郵送又は持参のいずれかとなります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募（土砂）」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。

6 選考方法等について

(1) 審査

ア 第一次審査 応募書類による選考を行います。

イ 第二次審査 面接による選考を行います。

- ・面接は、埼玉県庁第三庁舎産業廃棄物指導課分室において令和5年3月上旬から随時実施することを予定しております。
- 日時については、調整のうえ決定させていただきます。

(2) 応募書類

応募書類は、不採用の場合にも返却しません。

(3) 審査結果

面接選考後すみやかに受験者全員に連絡します。

7 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(埼玉県庁第3庁舎2階)

担当：環境部産業廃棄物指導課 監視・指導・撤去担当 中島

電話：048-830-3135

※電話での問い合わせは、平日午前8時30分から午後5時15分までです。

※応募書類は必ず上記住所に送付ください。誤って東部環境管理事務所に送付された場合は、選考対象となりませんのでご注意ください。